

議事録公表時まで対外非公表

＜不開示情報：有（種類：審議・検討）＞

＜作成局における保管期間満了時期：2038年12月＞

＜配 付 先：金融政策決定会合関係者限り＞

2008.12.1

金 融 市 場 局

リーマン・ブラザーズ破綻以降の金融調節面での対応

リーマン・ブラザーズ破綻以降の金融調節面での対応

(注) 計数は11月末現在(オファー済み分を含む)。

	金融調節面での対応
米ドル資金調達市場の安定化 〔米ドル資金供給オペ残高 970 億ドル〕	・ 米ドル資金供給オペ、FRB との米ドル・スワップ取極を導入(9/18)。 ➢ 総額は当初 600 億ドル→1,200 億ドル(9/29)→制限なし(10/14)と拡大。 ➢ 固定金利を提示して、適格担保の範囲内で供給総額に制限を設けずに行う方式を導入(10/14)。 ➢ 期限は当初の来年1月末を4月末に延長(9/29)。
国債レポ市場の安定化 〔国債買現先オペ残高 97,810 億円 担保持込額 変動利付債 3,978 億円 物価連動債 1,674 億円 30 年債 115 億円〕	・ 国債現先オペを積極的に活用。 ➢ リーマン・ブラザーズ破綻後、国債買現先オペをほぼ毎日実施。 ➢ 足許、毎日 4 兆円以上の資金を供給しており、残高は昨年の 3 倍超の水準。 ・ 国債現先オペの対象に変動利付債、物価連動債、30 年債を追加(10/14)。 ・ 国債補完供給の最低品貸料の引下げ(1%→0.5%)等を実施(10/14)。
年末越え資金の積極的な供給 〔年末越え資金供給残高 161,092 億円〕	・ 年末越え資金の積極的な供給を公表(10/14)し、10/15 から年末越えのターム物オペを実施。 ➢ 足許は、サブプライム・ローン問題を背景に年末越え資金供給を積極化した昨年を上回る頻度・金額で資金を供給。

	金融調節面での対応
補完当座預金制度の導入	・ 11 月積み期（11/16～）から補完当座預金制度を導入。
企業金融円滑化のための措置 CP オペ残高 19,264 億円 取引先が保証した資産担保 CP のうち適格審査を経たものの残高 11,671 億円	・ CP 現先オペの積極的活用を公表（10/14、11/21）。 ➢ オペの頻度は四半期に 1 回→2 週間に 1 回（10/16）→1 週間に 1 回（11/6）→1 週間に 2 回（11/25）と引上げ、定例的に実施。 ➢ オペのオファー額は、3,000 億円→4,000 億円（10/30）→1 週間当たり 6,000 億円（11/6）→同 8,000 億円（11/25）と増額。 ➢ 足許、年末越えと年内期日を週 1 回ずつ実施。 ➢ 年末の予定残高は、3.4 兆円。 ・ 日本銀行取引先が保証する資産担保 CP の担保および CP 現先オペ適格化を実施（10/14）。

議事録公表時まで対外非公表

<不開示情報：有（種類：審議・検討）>

<作成局における保管期間満了時期：2038年12月>

<配 付 先：金融政策決定会合関係者限り>

2008.12.2

金 融 市 場 局

リーマン・ブラザーズ破綻以降の金融調節面での対応

1. 米ドル資金調達市場の安定化

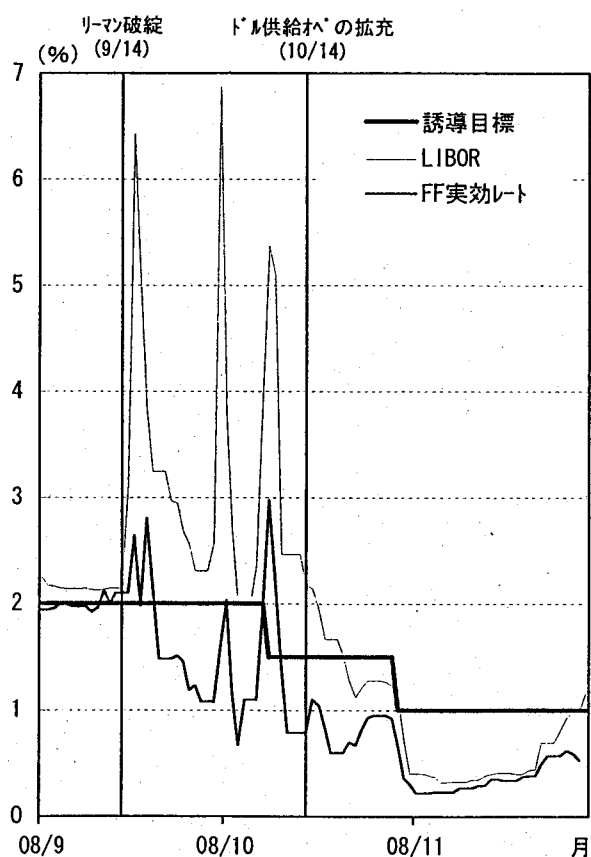
- 米ドル資金供給オペ、FRB との米ドル・スワップ取極を導入 (9/18)。
 - 総額は当初 600 億ドル→1,200 億ドル (9/29) →制限なし (10/14) と拡大。
 - 固定金利を提示して、適格担保の範囲内で供給総額に制限を設けずに行う方式を導入 (10/14)。
 - 期限は当初の来年1月末を4月末に延長 (9/29)。

米ドル資金供給オペ残高
970 億ドル*

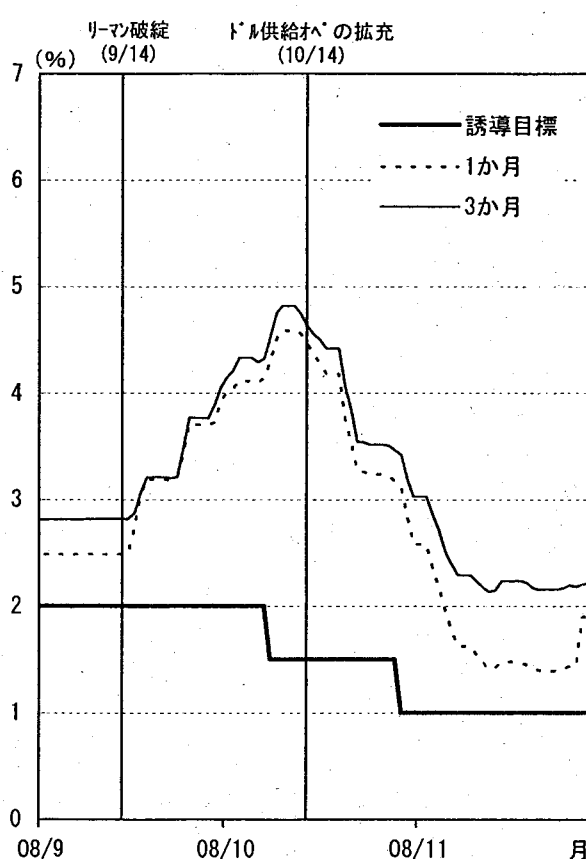
* オペ残高、担保額は 12/1 時点
(同日オファー分を含む)。以下同じ。

▽ ドル調達金利

(1) 翌日物



(2) ターム物 (LIBOR)



(注) 直近は、FF実効レートは11/26日、その他は11/28日。

(出所) Bloomberg

2. 国債レポ市場の安定化

- 国債現先オペを積極的に活用。

- リーマン・ブラザーズ破綻後、国債買現先オペをほぼ毎日実施。
- 足許、毎日4兆円以上の資金を供給しており、残高は昨年の3倍超の水準。

- 国債現先オペの対象に変動利付債、物価連動債、30年債を追加(10/14)。

- 国債補完供給の最低品貸料の引下げ(1%→0.5%)等を実施(10/14)。

国債買現先オペ残高

107,484 億円

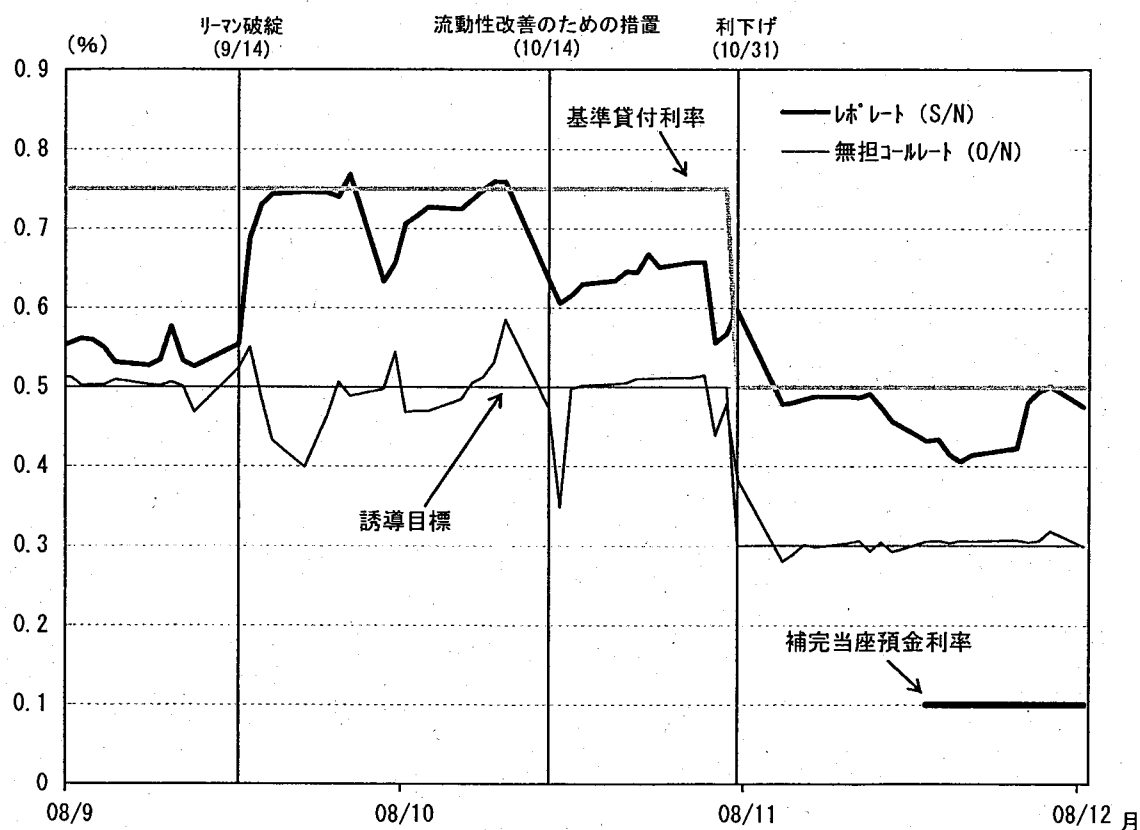
担保持込額

変動利付債 5,498 億円

物価連動債 1,803 億円

30年債 148 億円

▽ 円調達金利（翌日物）



(注) 直近は12/1日。

(出所) 日本銀行

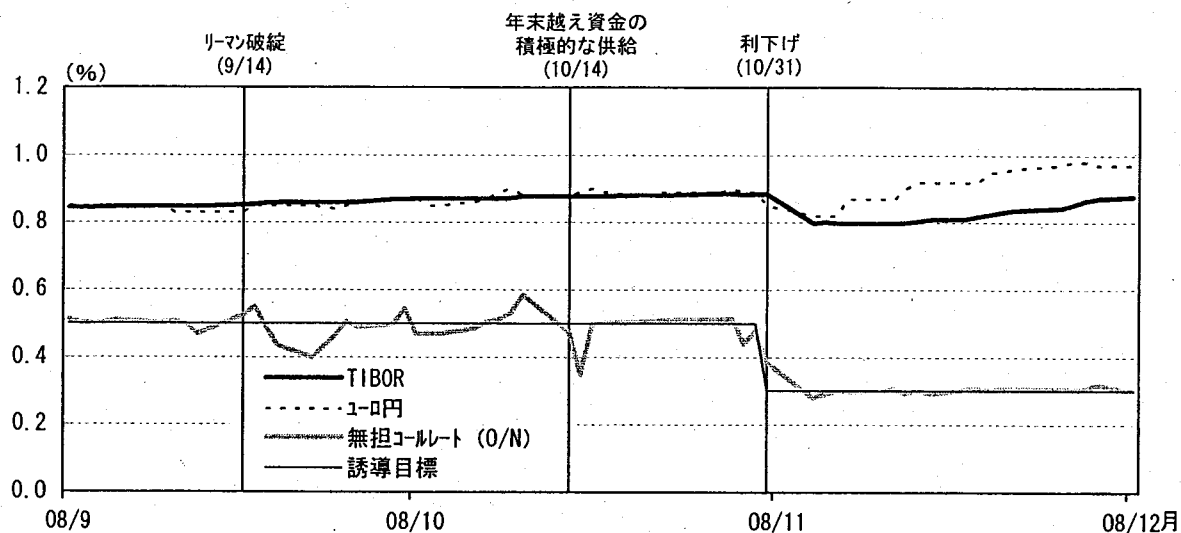
3. 年末越え資金の積極的な供給

- 年末越え資金の積極的な供給を公表（10/14）し、10/15 から年末越えのターム物オペを実施。
- 足許は、サブプライム・ローン問題を背景に年末越え資金供給を積極化した昨年を上回る頻度・金額で資金を供給。

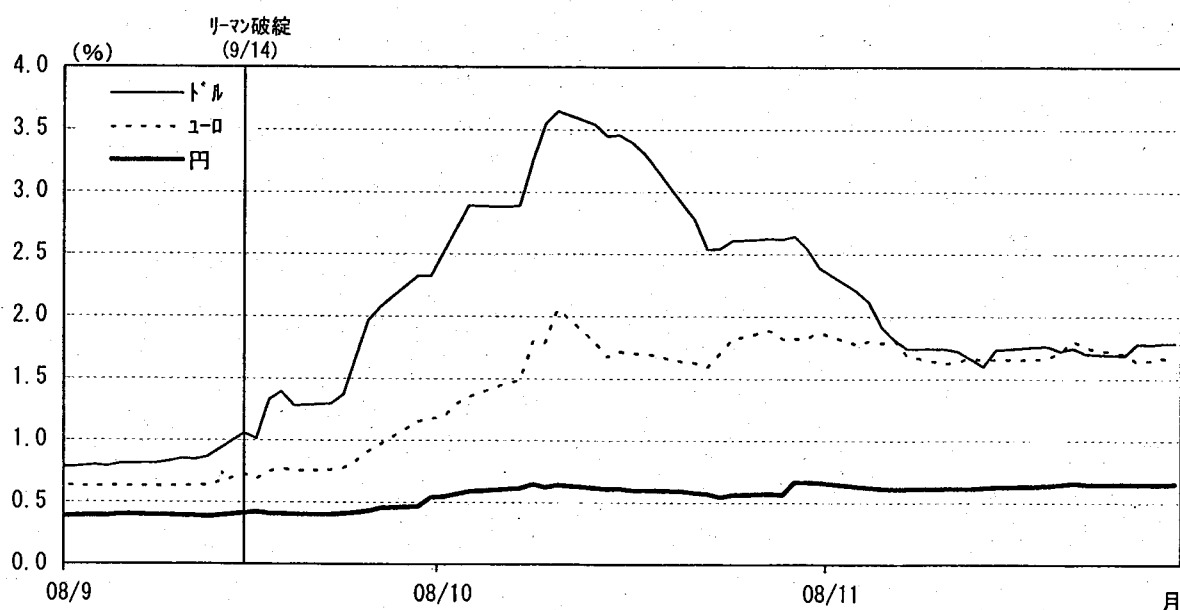
年末越え資金供給残高

169,096 億円

▽ 円調達金利（3か月物）



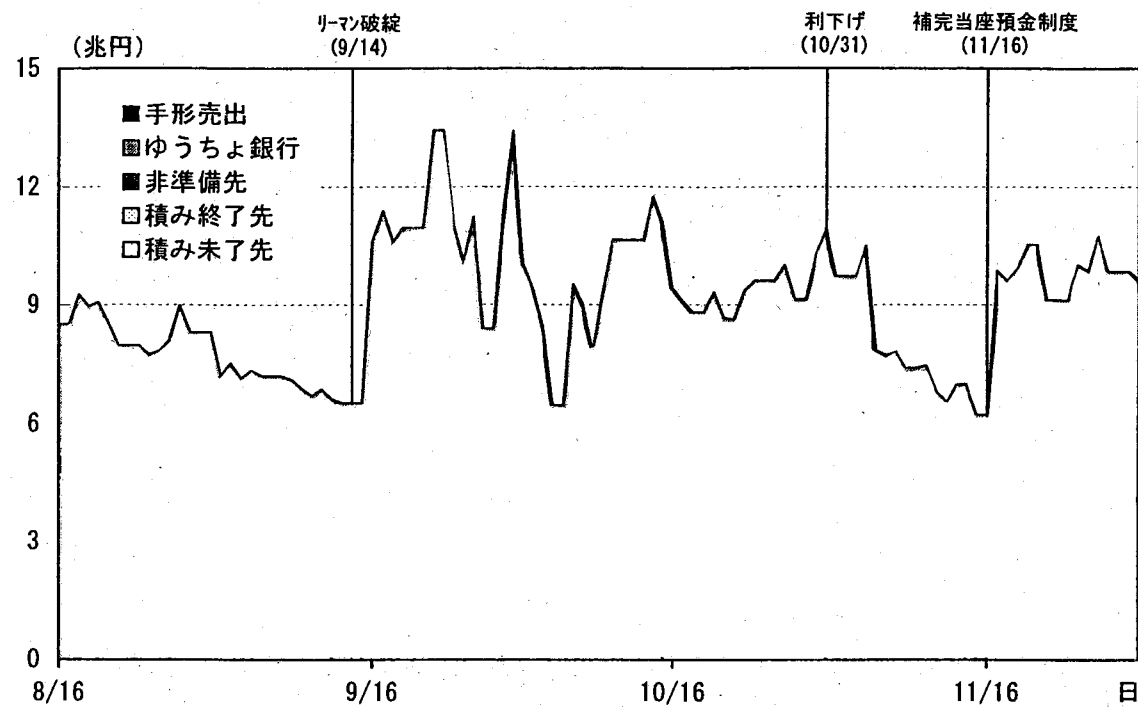
▽ LIBOR-OISスプレッド（3か月物）



4. 補完当座預金制度の導入

- 11月積み期（11/16～）から補完当座預金制度を導入。

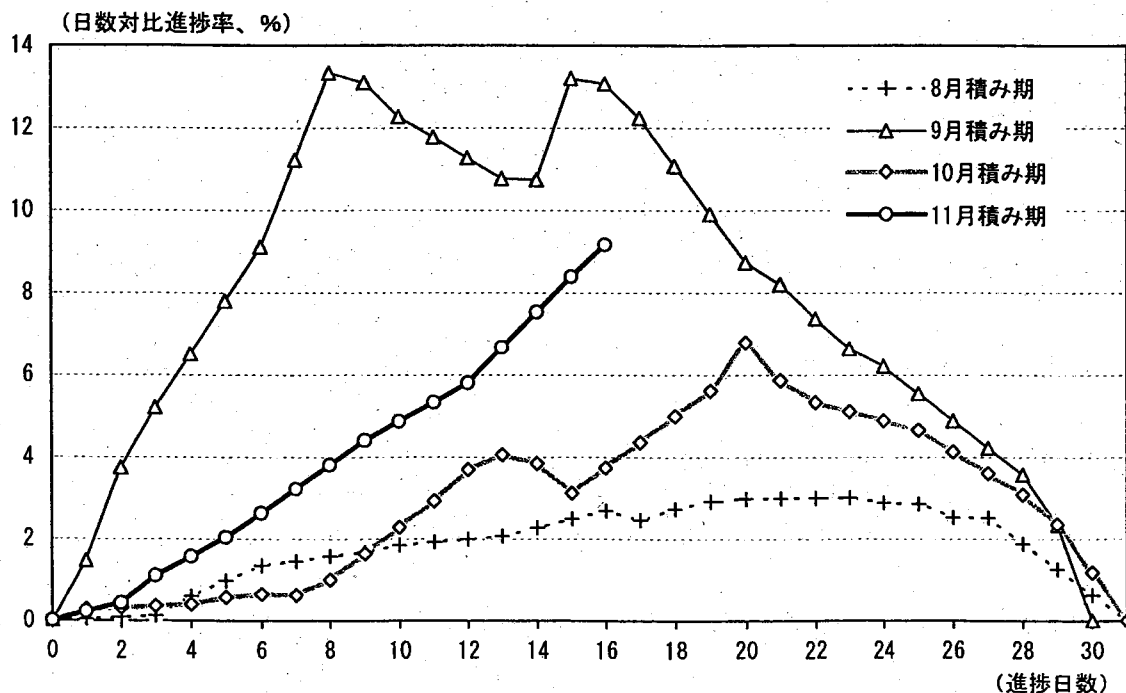
▽ 当座預金残高



(注) 積み終了先、積み未了先及び1日当たり残高所要（前日終了時点）には、ゆうちょ銀行の計数を含まない。直近は12/1日。対外非公表。

(出所) 日本銀行

▽ 準備預金の積み進捗率



(注) 準備預金には、ゆうちょ銀行の計数を含まない。直近は12/1日。

(出所) 日本銀行

5. 企業金融円滑化のための措置

- CP 現先オペの積極的活用を公表 (10/14、11/21)。
 - オペの頻度は四半期に1回→2週間に1回 (10/16) →1週間に1回 (11/6) →1週間に2回 (11/25) と引上げ、定例的に実施。
 - オペのオファー額は、3,000 億円→4,000 億円 (10/30) →1週間当たり 6,000 億円 (11/6) →同 8,000 億円 (11/25) と増額。
 - 足許、年末越えと年内期日を週1回ずつ実施。
 - 年末の予定残高は、3.4 兆円。
- 日本銀行取引先が保証する資産担保 CP の担保および CP 現先オペ適格化を実施 (10/14)。

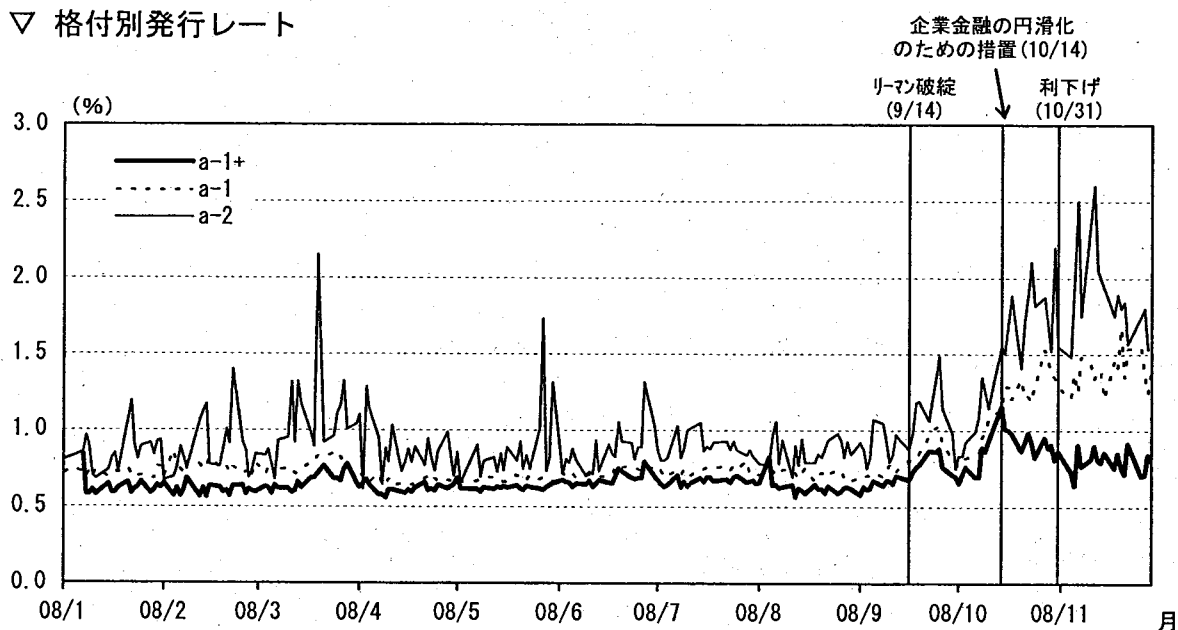
CP オペ残高

19,264 億円

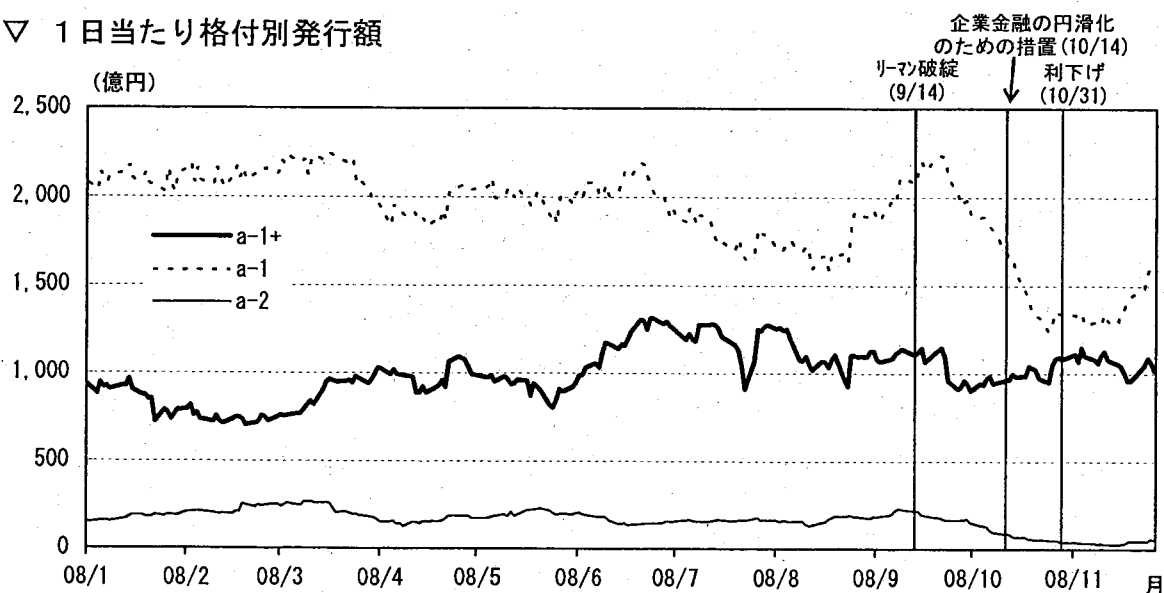
取引先が保証した資産担保
CP のうち適格審査を経たもの
の残高

18,084 億円

▽ 格付別発行レート



▽ 1日当たり格付別発行額



(注) 1. 集計対象は、CP等買現先オペの対象先による引受分 (全ターム)。格付けは基本的にR&Iによる。
下図は20日移動平均。

2. 直近は11/28日。対外非公表。

(出所) 日本銀行

(参考) 企業金融の動向

(残高前年比、%)						(億円)	
	'08/3	6	9	10	11	10月 残高	前年差
貸出残高(平残)	+1.1	+1.8	+1.6	+2.2	n. a.	4,600,011	+100,168
コミットメントライン 利用額(末残)	(+17.7)	(+2.7)	(+7.3)	(+21.4)	(n. a.)	(53,373)	(+9,392)
社債残高(末残)	+5.1	+4.7	+2.4	+1.4	-0.2	521,757	+7,096
CP 残高(末残)	+6.9	+5.9	-0.3	-13.1	-15.3	184,868	-27,812

(注) CP 残高は ABCP を含む。

(出所) アイ・エヌ情報センター、証券保管振替機構、日本銀行

議事録公表時まで対外非公表

＜不開示情報：有（種類：審議・検討）＞

＜配 付 先：金融政策決定会合関係者限り＞

＜作成局における保管期間満了時期：2038年12月＞

2008.12.1
企 画 局

「11月21日の議長指示に基づく執行部報告を踏まえた金融調節手段面の 対応」に関する検討のポイント

- ・ 企業金融の円滑化に資する観点から、執行部報告を踏まえ、
 - ① 民間企業債務の適格担保としての取扱いについて、どのような対応が考えられるか。
 - ② 民間企業債務を担保とする資金供給面の工夫として、どのようなものが考えられるか。

2008.12.2

企 画 局

金 融 市 場 局

企業金融円滑化に資する金融調節面での対応策について

(説明資料)

＜頁＞

- 企業金融円滑化に資する金融調節面での対応策につ 1
いて

(政策委員会付議文)

- 「社債および企業に対する証券貸付債権の適格性判 7
定等に関する特則」の制定等に関する件

企業金融円滑化に資する金融調節面での対応策について

最近の企業金融情勢を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、民間企業債務の適格担保としての取扱いおよび民間企業債務を担保とする資金供給について、所要の措置を講じることとしたい。

1. 背景

最近のわが国の金融環境をみると、中小・零細企業で資金繰りが悪化しているほか、大企業においても市場での資金調達環境が悪化している先が増えるなど、全体として緩和度合いが低下している。こうした情勢を踏まえ、企業金融の円滑化に資する観点から、民間企業債務の適格担保としての取扱いおよび民間企業債務を担保とする資金供給について、所要の措置を講じることとしたい。

—— 本件については、11月20・21日開催の金融政策決定会合において、議長から執行部に対し、「企業金融の円滑化の観点から、民間企業債務の適格担保としての取扱いや民間企業債務を担保とする資金供給面の工夫について速やかに検討を行い、その結果を決定会合に報告する」旨の指示がなされた経緯。

2. 社債および企業向け証書貸付債権の担保適格要件の緩和

- ・ 民間企業債務の担保としての取扱いについては、当面の対応として、本行の適格担保となる対象範囲を拡大する。具体的には、来年4月末までの時限措置として、社債と企業向け証書貸付債権の適格要件のうち、格付に係る要件を「A格相当以上」から「BBB格相当以上」に緩和する。

—— 債務者が信用判定先であることを適格要件とする点是不変。

—— 現時点で信用判定先となっている企業についてみると、本措置による担保対象範囲の拡大効果は、社債4,545億円（信用判定先が発行するBBB格社債残高<11/28日時点>）、企業向け証書貸付債権1.6兆円程度（同じくBBB格の信用判定先の借入残高16,002億円<直近本決算期末ベース、証書借入以外も含む>）。なお、本措置を受けて信用判定先が増加し、担保対象範囲がさらに拡大することも考えうる。

—— 適格担保となる対象が拡がることにより、金融機関による民間企業債務を用いたファンディングの順便化につながり、ひいては民間企業の資金調達の円滑化に資することが期待される。

- 今回適格とする「B B B 格相当」の社債と企業向け証書貸付債権については、他の適格担保と同様に、これらの価格変動リスクや信用リスク・プレミアムを考慮し、各々の担保掛け目を次のとおり設定する。

	残存期間					
	1年以内	1～5年	5～10年	10～20年	20～30年	30年超
B B B 格社債 (現行 A 格以上との差)	97% (±0%)	96% (±0%)	95% (±0%)	89% (▲4%)	83% (▲8%)	80% (▲10%)

	残存期間				
	1年以内	1～3年	3～5年	5～7年	7～10年
B B B 格証書貸付債権 (現行 A 格以上との差)	95% (▲1%)	86% (▲4%)	75% (▲5%)	70% (▲5%)	60% (▲5%)

—— なお、残存期間 10 年以下の社債の掛け目が現行比不変となるのは、現行の社債の掛け目が政保債・地方債の掛け目を下回るように保守的に設定されていることによるもの。

3. 民間企業債務を活用した新たなオペレーションの実施

- 民間企業債務を担保とする資金供給面の工夫として、「共通担保として差入れられている民間企業債務（社債、C P、手形および企業向け証書貸付債権）の担保価額の範囲内で、金額に制限を設けずに、無担 0/N コールレート誘導目標と同水準の金利で、年度末越え資金を供給するオペレーション」を導入することとし、実務的検討を早急に進める。
- 当該オペレーションは、来年 4 月末までの時限措置とし、その骨子は以下のとおりとする。

①対 象 先	共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先
②資金供給方式	電子貸付（共通担保オペと同様の方式）
③貸 付 期 間	3 か月以内（ただし、期限は来年 4 月 30 日以前とする）
④貸 付 利 率	貸付期間中の無担 0/N コールレートの誘導目標水準の平均値
⑤貸 付 額	制限を設けない
⑥対象先ごとの 貸付限度額	各対象先が共通担保として差入れている社債、CP、手形および企業向け証書貸付債権の担保価額相当額 —— なお、上記 2. により時限的に適格となる社債および企業向け証書貸付債権を含む。
⑦担 保	共通担保として差入れられている適格担保 —— 上記⑥の貸付限度額の管理により、本オペによる資金供給は共通担保のうちの民間企業債務見合いとなるが、本行の債権保全は共通担保全体による。

4. 今後の取り扱い

- 上記 2. の担保適格要件の緩和は、12 月 9 日に実施することとしたい。
- 上記 3. の新たなオペレーションについては、上記の骨子に沿って具体的な検討を早急に進めたうえで、12 月 18・19 日に開催予定の金融政策決定会合において基本要領の制定等を改めて付議するとともに、来年 1 月中の実施に向けて実務的準備を進める。
- 上記 2. および 3. について、別紙のとおり対外公表を行うこととする。

以 上

2008年12月2日

日 本 銀 行

企業金融円滑化のための金融調節面での対応について

1. 日本銀行は、国際金融資本市場や米欧金融システムの動揺が深刻化した秋口以降、わが国金融市場の安定確保に資するため、金融調節面で様々な対応を図ってきた。すなわち、ドル供給オペや補完当座預金制度を導入したほか、国債現先オペやCP現先オペの拡充等の措置を講じてきた。こうした対応の効果もあって、わが国金融市場は、欧米に比べれば相対的に安定を維持している。ただ、わが国の金融環境をみると、中小・零細企業で資金繰りが悪化しているほか、大企業においても市場での資金調達環境が悪化している先が増えるなど、全体として緩和度合いが低下している。
2. こうした情勢を踏まえ、年末・年度末に向けた企業金融の円滑化に資する観点から、日本銀行は、本日開催した臨時の政策委員会・金融政策決定会合において、2009年4月末までの時限措置として、金融調節面で以下の措置を講じることとした。

(1) 民間企業債務の適格担保範囲の拡大

民間企業債務の適格担保としての取扱いについて、社債と企業向け証書貸付債権の適格要件のうち、格付に係る要件を、従来の「A格相当以上」から「BBB格相当以上」に緩和する。これに伴い、新たに適格とする「BBB格相当」の社債と企業向け証書貸付債権に適用する担保掛け目（別紙1）を設定する。本措置は、12月9日から実施する。

(2) 民間企業債務を活用した新たなオペレーションの実施

民間企業債務を担保とする資金供給面の工夫として、「共通担保として差入れられている民間企業債務の担保価額の範囲内で、金額に制限を設けずに、無担保コールレートの誘導目標と同水準の金利で、年度末越え資金を供給するオペレーション」（別紙2）を導入する。本措置については、12月18・19日に開催予定の金融政策決定会合において基本要領等を決定し、来年1月中の実施に向けて実務的準備を進める。

3. 日本銀行としては、年末および年度末に向けて、従来からの施策に加えて、今回新たに決定した措置も活用しながら、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保に努めていく方針である。

以 上

新たに適格とする社債および企業向け証書貸付債権に適用する担保掛け目

社債

	残存期間					
	1 年以内	1～5 年	5～10 年	10～20 年	20～30 年	30 年超
担保掛け目 (現行 A 格以上との差)	97% (±0%)	96% (±0%)	95% (±0%)	89% (▲4%)	83% (▲8%)	80% (▲10%)

企業向け証書貸付債権

	残存期間				
	1 年以内	1～3 年	3～5 年	5～7 年	7～10 年
担保掛け目 (現行 A 格以上との差)	95% (▲1%)	86% (▲4%)	75% (▲5%)	70% (▲5%)	60% (▲5%)

「民間企業債務を活用した新たなオペレーション」の骨子

1. 対象先

共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先

2. 資金供給方式

電子貸付（共通担保オペと同様の方式）

3. 貸付期間

3 か月以内（ただし、期限は来年 4 月 30 日以前とする）

4. 貸付利率

貸付期間中の無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準の平均値

5. 貸付額

制限を設けない

6. 対象先ごとの貸付限度額

各対象先が共通担保として差入れている社債、CP、手形および企業向け証書貸付債権の担保価額相当額

7. 担保

共通担保として差入れられている適格担保

(政策委員会付議文)

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」の
制定等に関する件

(案 件)

最近の企業金融情勢を踏まえ、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、民間企業債務の適格担保としての取扱いおよび民間企業債務を担保とする資金供給について、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」を別紙1. のとおり制定すること。
2. 別紙2. を骨子とする臨時の資金供給オペレーションを導入することとし、執行部において具体的要件を検討のうえ、基本要領の制定等について改めて政策委員会に付議すること。

以 上

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」(案)

1. 社債および企業に対する証書貸付債権の適格基準については、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)別表2「担保の種類ごとの適格基準」にかかわらず、次表のとおりとする。

担保の種類	適格基準
社債	適格格付機関からBBB格相当以上の格付を取得している公募普通社債(発行企業またはその元利金の全額につき連帯保証している企業もしくは当該保証企業が発行する社債(保証付社債を除く。))がBBB格相当以上の格付を取得している場合を含む。)のうち、発行企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。
企業に対する証書貸付債権	(1) および(2)を満たしていること。 (1) 債務者が適格格付機関からBBB格相当以上の格付を取得しているもの(債務者が発行する社債がBBB格相当以上の格付を取得している場合を含む。)のうち、債務者たる企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。 (2) 残存期間が10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)であること。

2. 発行企業またはその発行する社債について適格格付機関からA格相当以上の格付が取得されていない社債（その元利金の全額につき連帯保証している企業がある場合には、当該保証企業またはその発行する社債が適格格付機関からA格相当以上の格付を取得していない場合に限る。）および債務者またはその発行する社債について適格格付機関からA格相当以上の格付が取得されていない企業に対する証書貸付債権の担保価格は、「適格担保取扱基本要領」別表1「担保の種類および担保価格」の定めにかかわらず、次のとおりとする。

社債

(1) 残存期間1年以内のもの	時価の97%
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	時価の96%
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の95%
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の89%
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	時価の83%
(6) 残存期間30年超のもの	時価の80%

企業に対する証書貸付債権

(1) 残存期間1年以内のもの	残存元本額の95%
(2) 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の86%
(3) 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の75%
(4) 残存期間5年超7年以内のもの	残存元本額の70%
(5) 残存期間7年超10年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の60%

3. 本措置は、平成20年12月9日から実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。

「民間企業債務を活用した新たなオペレーション」の骨子（案）

1. 対象先

共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先

2. 資金供給方式

電子貸付（共通担保オペと同様の方式）

3. 貸付期間

3 か月以内（ただし、期限は来年 4 月 30 日以前とする）

4. 貸付利率

貸付期間中の無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準の平均値

5. 貸付額

制限を設けない

6. 対象先ごとの貸付限度額

各対象先が共通担保として差入れている社債、CP、手形および企業向け証書貸付債権の担保価額相当額

7. 担保

共通担保として差入れられている適格担保

要 回 収

一 覧 後 廃 棄

要 注 意

＜不開示情報：有（種類：審議・検討）＞

＜配付先：金融政策決定会合参加者＞

〔 議 長 案 〕

金 融 市 場 調 節 方 針 の 決 定 に 関 す る 件

（ 案 件 ）

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.3％前後で推移
するよう促す。

以 上

(別 添)

2008年12月2日

日 本 銀 行

当 面 の 金 融 政 策 運 営 に つ い て

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致または賛成○反対○^(注)）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.3%前後で推移
するよう促す。

以 上

^(注) 賛成：〇〇委員、〇〇委員（以下略）
反対：なし、または〇〇委員（以下略）